

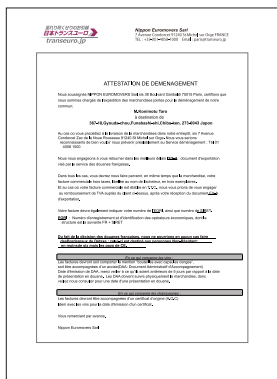
引越免税とは？

EU圏外で使用する事を前提として、引越(ご帰国など)の際に購入した商品が免税の対象となる制度です。
ご帰国の3ヶ月前から(*1)引越免税でお買い物ができます。旅行者免税とは異なる書類が必要ですのでご注意ください。

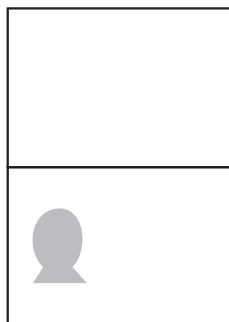
*1 通関する日から遡って3ヶ月となります。1便、2便に分ける方は1便目を出す3ヶ月前からお買い物が開始できますが、取り扱い期間は販売店が独自のルールを決めているので、1ヶ月のみしか扱わないお店もあります。

【お手続き方法】

1 対象店舗で商品購入時に輸出用Invoice※の発行を依頼 【必要書類】



+



②パスポート

①Attestation de déménagement
弊社発行の引越証明書



トランスユーロを
ご利用のお客様限定！
免税ヘルプライン

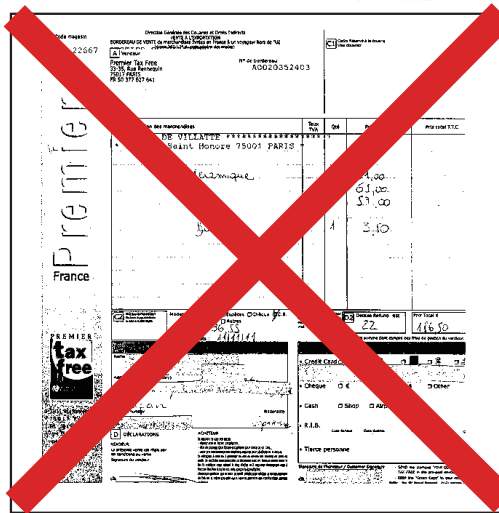
引越免税を知らない店員さんが多く、
「輸出用Invoice」の取得がスムーズ
にいかない場合があります。そんな時は
お店からヘルプラインにお電話ください！
お客様に変わってフランス語で説明します。

2 ※輸出用Invoiceを入手

- (1) EORI番号(輸出者登録番号)
- (2) 引越(帰国)者の名前とEU圏外(日本)の住所
- (3) 購入品の明細(商品名・個数) が記載されている必要があります

可(引越用)

不可(旅行者用)



このマークのある書類は
旅行者免税用です。
引越免税はできません。



3 引越作業当日、 入手した輸出用Invoiceと 購入した商品を弊社にお渡しください。

4 お荷物輸出後に発行される輸出証明を元に、 弊社からお店に免税申請書類を返送します。